

交規第1126号

平成23年8月4日

埼玉県警察本部長

交通事故発生危険箇所を発見するための二次点検プロセスについて（通達）

みだしのことについては、道路交通環境の改善による交通事故抑止を一層効果的に推進するため、次により平成23年8月4日から実施することとしたので、実効の上がるよう特段の努力をされたい。

記

1 二次点検プロセスの概要

交通死亡事故等の重大な交通事故が発生した際に、道路管理者等と合同で現場診断等を行った上、交通規制の見直し、道路構造の改修等により道路交通環境を改善し、交通事故防止に効果を上げているが、これら改善策に係る情報を共有化し、類似の道路交通環境上の問題がある道路の対策に応用することにより、交通事故防止対策を推進するものである。

2 推進責任者の指定

- (1) 警察本部に二次点検プロセス推進責任者（以下「推進責任者」という。）を置き、交通部交通規制課長をもって充てる。
- (2) 推進責任者は、二次点検プロセスを、効率的かつ効果的に推進するため、関係所属、関係機関等との連絡、調整に当たるものとする。

3 道路交通環境の改善による交通事故防止対策実施箇所の報告

警察署長は、重大な交通事故の発生に伴い道路管理者等と連携した現場診断の結果により、道路交通環境の改善による再発防止対策を実施し、又は実施しようとする箇所について、次の事項を推進責任者に通報するものとする。

- (1) 対策の端緒となった交通事故の概要（天候を含む。）
- (2) 現場診断の結果
- (3) 道路交通環境の改善内容
- (4) その他参考となる事項

4 対象の抽出

推進責任者は、前記3により通報された箇所の中から、次のいずれにも該当するものを二

次点検プロセスの対象として抽出し、交通部長に報告するものとする。

- (1) 交通事故の防止に効果があると認められ、又は効果があると見込まれるもの
- (2) 県内の他の道路においても実施が可能なもの

5 二次点検プロセスの対象の選定

交通部長は、交通死亡事故抑止対策委員会設置要綱（平成12年埼例規第51号・交企）に定める交通死亡事故抑止対策委員会（以下「対策委員会」という。）の審議を経て、前記4により報告のあった箇所の中から、二次点検プロセスの対象を選定するものとする。

6 対象の通報

推進責任者は、前記5により選定された対象について次の事項を警察署長に通報するものとする。

- (1) 対策の端緒となった交通事故の概要（天候を含む。）
- (2) 現場診断の結果
- (3) 道路交通環境の改善内容
- (4) その他参考となる事項

7 二次点検の実施等

警察署長は、前記6により通報された対象と類似の道路交通環境にある道路を把握した場合は、道路交通環境の改善を実施して二次点検実施結果報告書（別記様式）により、推進責任者を経て報告するものとする。

8 留意事項

- (1) 関係機関団体との連携

一次点検に当たる現場診断については、道路管理者等と連携の上、適宜実施しているところであるが、二次点検プロセスにおいても、埼玉県道路交通環境安全推進連絡会議（平成14年9月24日に埼玉県道路交通環境安全推進連絡会議という名称で設立された会議をいう。）等を効果的に活用し、緊密な連携を図ること。

- (2) 現場診断の徹底

二次点検プロセスを機能させるため、更に、道路管理者等との連携を図り、現場診断を確実かつ適切に行うこと。

- (3) 推進体制の確立

警察署長は、着実に本施策を推進させるため、適切な推進体制を確立すること。

実施日

この通達は、平成23年8月4日から実施する。

別記様式（7 関係）

年 月 日

二次点検実施結果報告書

警察署

対 象 番 号	
現 場 住 所	
道 路 環 境	
周 辺 環 境	
事 故 発 生 状 況	
(現場略図)	

(注) 対象番号欄には、推進責任者からの二次点検対象となった箇所の通報の際に通知される当該箇所に付与された番号を記載すること。